

平成18年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成18年3月10日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成18年3月10日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第2 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第3 議案第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第4 議案第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第5 議案第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第6 議案第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第7 議案第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第8 議案第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第9 議案第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第10 議案第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第11 議案第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第12 議案第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第13 議案第13号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第14 議案第14号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

- 日程第15 議案第15号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第16号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第17号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第18号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第19号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第20号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第21号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第22号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第23号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)について
- 日程第24 議案第41号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第25 議案第42号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第26 議案第43号 あらたに生じた土地の確認について(浮島)
- 日程第27 議案第44号 字の区域の変更について(浮島)
- 日程第28 議案第45号 あらたに生じた土地の確認について(日前)
- 日程第29 議案第46号 字の区域の変更について(日前)
- 日程第30 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について(棕野)
- 日程第31 議案第48号 字の区域の変更について(棕野)
- 日程第32 議案第49号 町道の認定について
- 日程第33 議案第50号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第51号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第52号 周防大島町久賀歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第53号 周防大島町町衆文化伝承の館の指定管理者の指定について

- 日程第37 議案第54号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第55号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第56号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第57号 周防大島町サン・スポーツランド片添の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第58号 周防大島町フィッシングビレッジやしる郷の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第59号 周防大島町自光寺ピッコロランドの指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第60号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランドの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第61号 周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第62号 周防大島町陸奥野営場の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第63号 周防大島町立陸奥記念館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第64号 周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第65号 周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 1 8 年度周防大島町一般会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 1 8 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 1 8 年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 1 8 年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 1 8 年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 1 8 年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 1 8 年度周防大島町下水道事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 1 8 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について（説明・質疑・付託）
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 1 8 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について（説

- 明・質疑・付託)
- 日程第10 議案第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第11 議案第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第12 議案第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算について(説明・質疑・付託)
- 日程第13 議案第13号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第14 議案第14号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第15号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第16号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第17号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第18号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第19号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第20号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第21号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第22号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第23号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)について
- 日程第24 議案第41号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第25 議案第42号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第26 議案第43号 あらたに生じた土地の確認について(浮島)

- 日程第27 議案第44号 字の区域の変更について（浮島）
- 日程第28 議案第45号 あらたに生じた土地の確認について（日前）
- 日程第29 議案第46号 字の区域の変更について（日前）
- 日程第30 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について（棕野）
- 日程第31 議案第48号 字の区域の変更について（棕野）
- 日程第32 議案第49号 町道の認定について
- 日程第33 議案第50号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第51号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第52号 周防大島町久賀歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第53号 周防大島町町衆文化伝承の館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第54号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第55号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第56号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第57号 周防大島町サン・スポーツランド片添の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第58号 周防大島町フィッシングビレッジやしろ郷の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第59号 周防大島町自光寺ピッコロランドの指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第60号 周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランドの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第61号 周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第62号 周防大島町陸奥野営場の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第63号 周防大島町立陸奥記念館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第64号 周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第65号 周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 安本 貞敏君 | 2 番 伊東 梅芳君 |
| 3 番 土手 正喜君 | 4 番 平野 和生君 |
| 5 番 荒川 政義君 | 6 番 浜戸 信充君 |
| 7 番 杉山 藤雄君 | 8 番 神岡 光人君 |
| 9 番 田村 三郎君 | 10番 伊藤 秀行君 |
| 12番 平村 真成君 | 13番 魚谷 洋一君 |

14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君	書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
企画課長	中野 守雄君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	田村 博君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君	下水道課長	嶋元 則昭君

午後1時30分開議

議長（新山 玄雄君） 御苦労さまでございます。本日は柳井の広域消防組合議会が5時からございますので、本日の会議は4時半までということにいたしたいと思っております。もし延びたら延会

をいたしますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 議案第 1 号

日程第 2 . 議案第 2 号

日程第 3 . 議案第 3 号

日程第 4 . 議案第 4 号

日程第 5 . 議案第 5 号

日程第 6 . 議案第 6 号

日程第 7 . 議案第 7 号

日程第 8 . 議案第 8 号

日程第 9 . 議案第 9 号

日程第 1 0 . 議案第 1 0 号

日程第 1 1 . 議案第 1 1 号

日程第 1 2 . 議案第 1 2 号

議長（新山 玄雄君） 昨日の会議に引き続き、平成 1 8 年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてから説明願います。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、特別会計の予算書をお願いいたします。

予算書の 1 1 ページになります。議案第 4 号平成 1 8 年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

初めに、今回の改正内容につきまして、少し説明をいたします。介護予防の重視と施設給付の見直しを柱とする介護保健法改正が平成 1 7 年 6 月 2 2 日可決成立いたしました。平成 1 2 年度の制度施行から介護費用が年間 1 0 % の伸びを続ける中で、認定者の半数を占める要支援、要介護 1 の軽度者に新予防給付を導入すると同時に、要支援、要介護状態への移行を予防する。

地域支援事業を創設することで、介護費用の適正化を図り、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢化社会の構築を基本的視点として、制度全般について見直しが行われました。

主な改正点を申し上げますと、要介護度の軽い人の状態が悪化し、介護が必要な状態になることを防ぐためのサービスとして新予防給付が導入されます。この導入に伴い、要介護認定が現行の 6 区分から 7 区分に変わります。現行の要支援は要支援 1 になり、要介護 1 は要支援 2 と要介護 1 に分かれます。要支援 1、要支援 2 の方は介護給付ではなく、介護予防給付の対象となります。

なお、現行の区分が要介護1の人のうち、認知症や病気、けがなどのために、介護予防サービスの効果が出にくい方は引き続き要介護1となり、これまでどおり介護給付を受けることとなります。

次に、介護保険の給付を受けていないものの、心身が虚弱のため、介護や支援が必要となる可能性の高い方や、すべての高齢者を対象とした介護予防を推進するため、地域支援事業が創設されます。現行の老人保健事業と介護予防、地域支え合い事業を再編し、介護予防的なサービスを地域支援事業に一元化するものです。

これは、要介護状態となるリスクが高く、介護予防が必要な高齢者を発見、支援するとともに、軽度認定者に対する適切な介護予防マネジメントや介護予防サービスを提供することで、要介護状態に陥るの防いだりおくれらせたりすることを進めるものです。この地域支援事業と介護予防給付は新たに開設する地域包括支援センターが中心となって実施いたします。

次に、第1号被保険者の保険料については、現行は5段階設定ですが、所得の低い方の負担を抑えるため、現行の第2段階を細分化し、保険料基準額の60%料率を新たに設定し、さらなる低所得者への軽減を図ることとしています。

以上が主な改正点ですが、高齢者ができる限り要介護、要支援状態になることなく、健やかや生活を営むことができるよう、関係機関との連携に努めていきたいと考えています。

それでは本文で、第1条の歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を27億2,914万9,000円と定めるものです。対前年度比1億5,661万7,000円、6.1%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものです。

13ページから15ページに「第1表歳入歳出予算」を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。

事項別明細書の37ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款の保険料は3億4,346万7,000円、対前年度比1,073万7,000円、3.2%の増となっております。第1号被保険者の保険料負担割合が18%から19%に改正されたことと、所得段階別保険料が5段階から6段階に設定されたことにより推計し、現年度分の特別徴収保険料3億856万円、現年度分の普通徴収保険料3,420万7,000円及び滞納繰越分保険料70万円を計上しております。

3款の国庫支出金は、7億8,682万3,000円、対前年度比5,992万6,000円、8.2%の増となっております。1項の国庫負担金は、介護保険は財源負担の50%を公費負担としており、介護給付費に係る国が負担する20%の法定負担分として5億1,435万9,000円を計上しております。

38ページになります。2項の国庫補助金は、全国の保険者の保険給付費総額の5%に相当する額を所得水準や後期高齢者比率により介護保険財政を調整するための調整交付金2億5,743万6,000円、新たに創設されました地域支援事業の介護予防事業費の25%分及び包括的支援事業、任意事業費の40.5%分の地域支援事業交付金1,502万8,000円を計上しております。

4款の支払い基金交付金は8億125万2,000円、対前年度比753万3,000円、0.9%の増となっております。第2号被保険者が医療保険の中で負担している介護保険料が社会保険診療報酬支払い基金に納付された後、政令で定める基準に基づき交付される介護給付費交付金7億9,725万6,000円、同じく新たに創設されました地域支援事業の介護予防事業費の31%分の地域支援事業交付金399万6,000円を計上しております。

5款の県支出金は3億2,898万7,000円、対前年度比1,894万1,000円、6.1%の増となっております。介護給付費の12.5%相当分の介護給付費負担金3億2,147万4,000円、同じく新たに創設されました地域支援事業の介護予防事業費の12.5%分及び包括的支援事業任意事業費の20.25%分の地域支援事業交付金751万3,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。7款繰入金は4億6,753万1,000円、対前年度比5,915万1,000円、14.5%の増となっております。1項の他会計繰入金は介護給付費繰入金として3億2,147万4,000円、地域支援事業繰入金として751万3,000円、その他一般会計繰入金は職員給与費や事務費、介護認定審査会経費として1億1,155万4,000円を計上しております。

40ページになります。2目の基金繰入金は、介護給付費準備基金のうち2,699万円を取り崩し介護給付費に充てるため繰り入れるものであります。

41ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。1款の総務費は8,674万8,000円、対前年度比293万7,000円、3.3%の減となっております。1項の総務管理費は、職員人件費や一般管理費として4,919万8,000円。

42ページになります。2項の徴収費は保険料徴収関係の経費として161万9,000円。

43ページになります。3項の介護認定審査会費は、介護認定審査会関係の経費として3,593万1,000円を計上しております。

44ページをお願いいたします。2款の保険給付費は25億7,180万5,000円、対前年度比9,143万円、3.7%の増となっております。1項のサービス諸費は、介護サービス等給付費で21億6,501万1,000円、介護予防サービス等給付費は要支援認定者のサービス給付費として2億319万3,000円を計上しております。

45ページになります。2項のその他諸費は審査支払い手数料で378万1,000円、3項の高額サービス費は法改正により利用者負担限度額の一部減額に伴い5,040万5,000円、対前年度比2,797万2,000円増額を計上しております。

46ページをお願いいたします。4項の特定入所者サービス費は、平成17年10月から保険給付対象外となった食費、居住費の低所得者に対する補足給付として1億4,941万5,000円を計上しております。

3款の財政安定化基金拠出金は266万1,000円、対前年度比19万7,000円、8.0%の増となっております。介護保険事業計画の中で算定される保険給付費の0.1%の拠出金ですが、18年度から第3期事業計画が始まることに伴い、保険給付費の増加が見込まれることから増額となっております。

5款の地域支援事業は新たに創設したもので、6,792万5,000円を計上しております。1項の介護予防事業については、まず、介護予防特定高齢者施策事業は介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象に、運動器の機能向上、栄養改善、閉じこもり予防支援、認知症予防支援、うつ予防支援等を推進する事業であり、49ページになります。介護予防一般高齢者施策事業は、すべての高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及、啓発を推進するものとして、2,462万2,000円を計上しております。

2項の包括支援事業、任意事業について、まず、包括的支援事業は要支援、要介護になる恐れのある高齢者を対象に、できる限り要介護状態へ移行するのを防ぐことを目的に介護予防マネジメントや総合的な相談支援を実施するものであり、50ページになります。任意事業は、在宅の要介護者を介護している家族等の精神的、経済的な負担の軽減を図るための家族介護支援や、生きがいと健康づくり等を行う事業、また、これらの介護予防サービスを提供するために設置する地域包括支援センター運営事業として4,330万3,000円を計上しております。なお、地域包括支援センターは、町の直営とし、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等を配置することとし、介護予防の円滑化、適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、予算書の17ページをお願いいたします。議案第5号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

それでは、本文で第1条の歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を2,683万5,000円と定めるものです。対前年度比80万6,000円、3.1%の増となっております。

19ページから20ページに「第1表歳入歳出予算」を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。

事項別明細書の63ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1 款の療養費交付金は、1,359万3,000円、対前年度比10万1,000円、0.7%の減となっております。医療保険分の訪問看護療養費交付金で297万6,000円、介護保険分の介護保険給付費で885万8,000円、居宅サービス計画作成の居宅介護支援事業費で175万9,000円を計上しております。

2 款の分担金及び負担金は167万8,000円、対前年度比19万9,000円、10.6%の減となっております。訪問看護、介護保険の利用料を計上しております。

64ページをお願いいたします。3 款の繰入金は、一般会計からの繰入金として1,156万2,000円、対前年度比110万6,000円、10.6%の増となっております。

それでは、65ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

1 款の訪問看護事業費は2,683万5,000円、対前年度比80万6,000円、3.1%の増となっております。

1 目の訪問看護事業費は職員人件費や一般経費、また訪問看護に要する経費として2,659万4,000円、66ページになりますが、2 目の居宅介護支援事業費は介護保険居宅サービス計画を作成する介護支援専門員の活動経費として24万1,000円を計上しております。

以上で、平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算の補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 続いてお願いします。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、議案第6号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算から議案第9号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算まで、環境生活部所管の4議案につきまして補足説明を行います。

まず、議案第6号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。特別会計予算書の21ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を10億8,501万6,000円と定めております。

また、第2条におきまして、25ページの第2表地方債のとおり地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

その概要につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入については、事項別明細書の79ページをお願いいたします。1 款分担金及び負担金では、新規加入者を140件と見込み、加入者負担金として346万円を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料1 項給水使用料は、3億9,536万5,000円の計上でございます。2 項手数料は諸証明手数料、業者指定手数料、開閉栓手数料を合わせ33万5,000円を計上いたしております。

80ページをお願いいたします。3 款繰入金において一般会計から5億8,775万2,000円

を繰り入れることとして予算を調整いたしております。

4款繰越金1,000円、5款諸収入で消費税還付金1,000円、雑入1,000円をそれぞれ計上し、6款町債では、簡易水道事業債を4,910万円、過疎対策事業債を4,900万円予定いたしております。

83ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款簡易水道費1項事務費1目総務費は1億365万7,000円の計上であります。職員人件費の7,879万9,000円は、職員9名分の給料等でございます。総務一般経費の2,485万8,000円は水道施設に係る借地料168万2,000円と、消費税として2,100万円の計上が主なものでございます。

84ページは、2項事業費1目維持管理費であります。維持管理経費は広域水道企業団からの受水費が3億7,780万8,000円となっております。委託料は電気計装の保守点検、水質検査、水道施設の監視点検が主なものでありますが、三蒲地区にあります大島第3配水池が芸予地震により漏水が発生し、一度補修を行いました。再度漏水が発生いたしましたので、その原因と対応を調査する経費として225万8,000円を計上いたしております。

86ページの2目設備費は、9,817万5,000円の計上であります。三蒲西部地区におきましては、旧水源を使用しておりましたが、広域水道受水後は旧水源を撤去するよう県からの指導もありましたので、これを撤去し、広域水道を利用できるよう配水管を布設するものでございます。

2款公債費は元金3億613万4,000円、利子1億1,677万6,000円、合わせて4億2,291万円の計上でございます。

87ページは還付金30万円、予備費50万円を計上いたしております。

以上が議案第6号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についての概要でございます。

次に、議案第7号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計予算について補足説明をいたします。

特別会計予算書の27ページからでございます。第1条により、歳入歳出予算の総額を4億7,518万7,000円といたしております。

第2条地方債は31ページの第2表のとおり、限度額を9,690万円とするほか、目的、方法、利率、償還の方法について定めておるところでございます。

それでは、事項別明細書によりその主なものについて説明させていただきます。

事項別明細書の101ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金は、公共下水道事業分担金として現年度分1,184万円、過年度分9万円、合わせて1,193万円を計上いたしました。

2 款は使用料及び手数料であります。現年度分公共下水道使用料 3,492 万円、過年度分 1,000 円の計上であります。昨年度対比 463 万 2,000 円の増を見込んでおるところでございます。

102 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金 1 項国庫補助金は、6,450 万円を予定しております。

4 款繰入金では、2 億 6,592 万 6,000 円を一般会計から繰り入れることになっております。

5 款諸収入は消費税還付金 100 万円、雑入 1,000 円を見込んでおります。

6 款町債は、下水道事業債 4,850 万円、過疎対策事業債 4,840 万円を予定いたしております。

105 ページからの歳出におきましては、1 款公共下水費 1 項事務費 1 目総務管理費は人件費がその主なものでございます。

106 ページの 2 項事業費 1 目維持管理費は安下庄地区及び片添地区の公共下水道維持管理費として 6,019 万 1,000 円の計上でございます。光熱水費 926 万 6,000 円、処理施設維持管理委託料 2,444 万 9,000 円、污泥処理委託料 467 万 5,000 円等がその主なものでございます。

108 ページをお願いいたします。安下庄地区公共下水道事業は 1 億 7,524 万円の計上ですが、施工認可が平成 19 年度までとなっておりますので、これを見直すための委託料として 912 万 7,000 円、西地区のほかの工事請負費 1 億 6,298 万 5,000 円がその主なものでございます。

次に、109 ページの 2 款公債費は、元金 1 億 2,092 万 4,000 円、利子 4,035 万 7,000 円、合わせて 1 億 6,128 万 1,000 円を計上いたしております。

以上が議案第 7 号平成 18 年度周防大島町下水道事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 8 号平成 18 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を行います。

特別会計予算書の 33 ページをお願いいたします。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 5 億 2,985 万 7,000 円と定めております。対前年度比 10 億 1,404 万 4,000 円大幅減となっておりますが、これは和田地区が完了したことに加え、沖浦西地区が最終年度となるため事業費が大きく減額となったためでございます。

第 2 条は、37 ページの第 2 表のとおり地方債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書 123 ページをお願いいたします。歳入の 1 款分担金及び負担金 1 項

分担金 1 目農業集落排水事業では、日良居地区の新規加入者分担金の現年度分 3 0 3 万 6 , 0 0 0 円、過年度分 9 万円、沖浦西東、津海木地区の事業費分担金として 7 9 9 万 8 , 0 0 0 円、合わせて 1 , 1 1 2 万 4 , 0 0 0 円の計上でございます。

2 款使用料及び手数料のうち、使用料では農業集落排水事業使用料現年度分 1 , 3 6 3 万 2 , 0 0 0 円、過年度分 1 , 0 0 0 円の計上でございます。和田、沖浦西地区の供用開始に伴う新規分をそれぞれ 5 0 件と見込んでの計上でございます。

1 2 4 ページ、3 款県補助金は沖浦西地区を初めとする各事業に対する県補助金として 1 億 6 , 3 7 5 万円を計上いたしました。

4 款繰入金は、一般会計からの繰入金 1 億 7 , 3 6 4 万 8 , 0 0 0 円の計上でございます。

5 款諸収入は、消費税還付金 1 0 0 万円、雑入 1 , 0 0 0 円を見込んでおります。

6 款町債におきましては、下水道事業債 8 , 3 5 0 万円、過疎対策事業債 8 , 3 2 0 万円を予定しております。

1 2 8 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1 款農業集落排水費 2 項事業費 1 目維持管理費は 6 , 1 1 7 万 4 , 0 0 0 円の計上でありますが、供用開始をいたしております戸田地区及び日良居地区に加え、供用開始予定の沖浦西地区、和田地区の維持管理経費でございます。施設管理業務委託料 3 , 0 1 4 万 3 , 0 0 0 円、下水道台帳作成委託料 5 5 0 万円、水質検査委託料 3 0 7 万 5 , 0 0 0 円等がその主なものでございます。

1 2 9 ページの 2 目農業集落排水事業費は 3 億 5 , 5 1 3 万 2 , 0 0 0 円の計上でございますが、人件費を含め沖浦西地区 4 , 2 6 7 万 6 , 0 0 0 円、沖浦東地区 2 億 2 , 1 7 9 万 6 , 0 0 0 円、津海木地区 3 , 5 3 2 万円、秋地区 5 , 5 3 4 万円をそれぞれ計上し、事業の推進を図るものでございます。

1 3 2 ページの 2 款公債費は、元金、利子を合わせ 9 , 8 8 0 万 1 , 0 0 0 円の計上であります。

3 款予備費は 5 0 万円の計上でございます。

以上が議案第 8 号平成 1 8 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

続いて、議案第 9 号平成 1 8 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について補足説明を行います。

予算書は 3 9 ページからとなっております。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 3 , 7 7 3 万円と定め、浮島地区漁業集落排水の維持管理を行うものであり、款項の区分及びその金額は 4 1 ページからの第 1 表のとおりでございます。その概要を事項別明細書により説明させていただきます。

1 4 7 ページをお願いいたします。まず、歳入では、1 款分担金及び負担金において現年度分として 1 , 0 0 0 円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料は、漁業集落排水事業使用料として 2 7 9 万 1 , 0 0 0 円を見込んでおります。

3 款繰入金におきましては、3 4 9 万 7 , 0 0 0 円を一般会計から繰り入れることとしております。

4 款諸収入は、雑入といたしまして 1 , 0 0 0 円の計上でございます。

続いて、歳出であります。1 4 9 ページをお願いいたします。1 款漁業集落排水費 1 項事業費 1 目維持管理費におきまして、電気料、修繕費、処理施設の維持管理業務委託料、汚泥処理委託料等合わせ 1 , 3 8 7 万 9 , 0 0 0 円を計上いたしておりますが、供用開始後 9 年を経過いたしますので、平成 1 8 年度において調査業務委託料として 1 0 0 万円を計上し、使用等による影響など施設の総点検を行うことといたしております。

1 5 0 ページの 2 款公債費は、元金 1 , 9 4 4 万 2 , 0 0 0 円、利子 4 1 0 万 9 , 0 0 0 円、合わせて 2 , 3 5 5 万 1 , 0 0 0 円の計上であります。

3 款予備費については、3 0 万円を計上いたしております。

以上が議案第 9 号平成 1 8 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

以上で議案についての補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 続いて、村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 続きまして、議案第 1 0 号平成 1 8 年度周防大島町渡船事業特別会計予算について補足説明をいたします。

特別会計予算書の 4 3 ページをお願いいたします。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 8 , 4 9 7 万 5 , 0 0 0 円とすることとしております。

第 2 条は地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について第 2 表のとおり定めることとしております。

それでは、事項別明細書の 1 5 5 ページをお開き願います。まず、歳入からであります。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料は、前島航路 8 5 万 8 , 0 0 0 円、情島航路 5 3 9 万 1 , 0 0 0 円、浮島航路 9 3 8 万 9 , 0 0 0 円と見込み、合わせて 1 , 5 6 3 万 8 , 0 0 0 円の計上であります。

2 項の手数料は手荷物等の手数料であります。3 航路合わせまして 3 1 5 万 8 , 0 0 0 円を計上しております。

1 5 6 ページであります。2 款の国庫支出金は、それぞれの航路にかかわる国庫補助金といたしまして 2 , 7 2 1 万 1 , 0 0 0 円を計上いたしました。

3 款の県支出金は、航路補助金といたしまして 2 , 0 6 5 万 9 , 0 0 0 円を計上するとともに、浮島航路の待合所設置にかかわる元気な島づくりサポート事業補助金といたしまして 2 8 0 万円

を計上しております。

4 款の繰入金は、一般会計から 1,410 万 6,000 円を繰り入れることとしております。繰越金は 1,000 円、雑入は 2,000 円の計上であります。町債は浮島航路の待合所設置に充当することとし、過疎対策事業債を 140 万円計上しております。

159 ページをお願いいたします。歳出であります。1 款の事業費 1 項事務費は職員人件費 1 名分と事務費を合わせ 845 万 5,000 円の計上であります。

160 ページであります。2 項の事業費は船員の人件費、燃料費など、1 目前島航路運行費で 1,781 万 5,000 円、2 目情島航路運行費で 1,464 万 4,000 円、3 目浮島航路運行費で 3,462 万 5,000 円、合わせて 6,708 万 4,000 円を計上しております。なお、浮島航路運行経費では、日前港に発着場を移設したことに伴いまして、待合所を建設する工事請負費 500 万円を計上しております。財源は元気な島づくりサポート事業県補助金及び過疎対策事業債を予定しております。

165 ページをお願いします。2 款の公債費は元利償還金にあわせ 923 万 6,000 円の計上であります。予備費は昨年同額の 20 万円の計上であります。

以上が議案第 10 号平成 18 年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案第 11 号平成 18 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について補足説明をいたします。

予算書は 49 ページであります。第 1 条によりまして、歳入歳出予算の総額を 988 万円とし、款項別の予算額は歳入 51 ページ、歳出 52 ページに掲げているとおりであります。

事項別明細書 179 ページをお願いいたします。歳入であります。1 款共済会費収入は、年々加入者が減少している実績をかんがみ、17 年度加入者の 9 割を見込み 461 万 5,000 円を計上いたしました。

2 款共済交付金は、見舞金として町村会より交付されるものであり、415 万 4,000 円の計上であります。

3 款繰越金は 105 万 1,000 円を見込んでおります。

4 款諸収入は、共済会員台帳印刷経費といたしまして助成されます 6 万円の計上であります。

続いて、180 ページの歳出をお願いいたします。1 款の交通災害事業費は見舞金 415 万 4,000 円、事務費等合わせて 467 万 5,000 円の計上であります。

2 款の再共済掛金は共済会費収入の 90% を再共済掛金として払い込みますので、415 万 4,000 円の計上であります。

3 款予備費は、繰越金の 105 万 1,000 円を計上いたしました。

以上で議案第 11 号平成 18 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算の補足説明を終わ

ります。

議長（新山 玄雄君） 続いてお願いします。議案第12号、川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算について補足説明を申し上げます前に、厚生労働省等の最近の現況を御説明申し上げます。

今回の診療報酬改正でございますが、3.1%という過去最大のマイナス改定であり、その内容につきましては、患者様から見てわかりやすく生活の質を高める医療を実現する。医療機能の分化連携を推進する。今後重点的に対応をしていくべき領域の評価のあり方などを枠組みにして構成されており、今までの基準を満たせば加算という点数からして当たり前、しなければ減算という新しい基準方法になっております。

なお、介護報酬も先行実施した昨年10月改定分を含めた全体の改定率は2.4%の引き下げで、医療、介護とも新年度はますます厳しさを増してまいります。議員各位におかれましても、どうか御理解を賜り、御支援、御鞭撻よろしくお願いをいたします。

また、平成16年度より2年間は医師研修制度が義務づけられ、そのため大学の医局に入局する医師が一人もおらず、地方の病院の医師を引き上げてきております。当病院も平成16年度は皮膚科の医師を常勤から非常勤で週2日間となり、平成18年4月からは東和病院の外科も2名が1名減となり、残りの1名も10月からいなくなる予定であります。

また、大島病院の内科医師1名も3月末で体調不良という理由で退職の申し出があり、私としても途方に暮れている現状であります。医学部の医局に行ってもなかなかよい返事がもらえず、これからの病院運営を考えますと、どのようにしたらよいか非常に困惑しているところですが、そうも言っておられません。これからも鋭意努力して医師確保について邁進してまいります。重ねて議員の皆様方の御協力と御指導、御支援をお願い申し上げます。

次に、工事につきまして、介護老人保健施設さざなみ苑増築工事は、7月末日の完成を目指し、現在25%の進捗状況でございます。大島看護専門学校につきましては、一般入学試験を1月20、21日に行い、100名が受験し、2月3日に合格発表、推薦合格者と合わせて入学者40名を見込んでおります。また、卒業式は3月9日に行う予定で、卒業生38名のうち5名を当局で採用内定しております。

それでは、お手元の平成18年度周防大島町特別会計歳入歳出予算書の53ページをお開きいただきたいと思います。この予算は、平成17年度の業務料及び事業収支の実績等を考慮し計上したものであります。

第1条は総則であります。第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は合計で266床、入所定員では合計で130人、学生定員では3学年合計で105人と定めたものであります。病院患者数では入院で8万4,420人、外来で12万6,970人、介護老人保健施設利用者数で

は、入所で4万508人、通所で4,644人を見込むものであります。

したがって、病院の1日平均患者数は入院で232人、外来で520人、介護老人保健施設の1日平均利用者数は、入所で112人、通所で20人とするものであります。学生数では3学年合計で115人と見込むものであります。

主要な建設改良事業の病院改築事業では、さざなみ苑の30床増床工事で4億9,978万円、医療機械器具及び備品購入では、機械器具の新設や更新の費用であります。合計で8,237万8,000円とするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出について定めるもので、収入合計で43億2,690万7,000円、支出合計で42億6,239万4,000円を予定するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出について定めるもので、資本的収入合計を99億8,354万円、資本的支出合計を109億5,584万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億7,230万2,000円は、減債積立金4億4,574万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3億8,793万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,862万円で補正するものであります。

第5条は、継続費について定めるもので、さざなみ苑の増床工事の総額を5億485万1,000円、年割額を平成17年度507万1,000円、平成18年度4億9,978万円とするものであります。

第6条は、企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、借り入れ限度額を合計で5,560万円と定めるものであります。

第7条は、一時借入金について定めるもので、限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を給与費22億5,548万1,000円、公債費200万円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金について定めるものであります。これは一般会計から補助を受けるもので、合計を5億9,583万9,000円とするものであります。

第10条は、薬品や診療材料等の棚卸し資産の購入限度額を7億6,932万7,000円とするものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分について定めるもので、取得する資産といたしまして、東和病院に全自動散薬分包機、橘病院に超音波診断装置、さざなみ苑に増床工事に掲げております附属資料といたしましては、平成18年度周防大島町特別会計歳入歳出予算書の最後になりますが、181ページから平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は222ページの平成18年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表

のとおり15万7,000円を見込むものでございます。

以上で議案第12号の平成18年度周防大島町公営企業会計予算の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、さきの議会で国民健康保険税の大幅な引き上げの議論がされました。予算上も22.74%というふうに国民健康保険税は上がっております。実際的に見てみますと、保険給付費を見ると、実際的には7%ぐらいの引き上げ、上がり部分というふうに見ておるといふふうに思いますが、実際的に保険給付費のアップ分以上に多額な徴税が上がるという結果になったのがなぜかという点をまず質問したいと思います。

といいますのが、私長い間、国保会計を見てきて、時として突如としてあらわれるのが、入りがいわゆる小さく見て、出が大きくなるというアンバランスが出るという点で、とりわけ聞いちゃきたいというふうに思います。よろしくお願いいいたします。まず、その点です。とりわけこういうことでいいから説明を求めたい、どちらでもいいです。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保険給付費におきましては、前年度と比較しまして1億5,563万7,000円の増額ということになってます。この推移につきましては、17年度、16年度、それらの医療費の伸びを見込みまして計上をいたしております。それに比べまして国民健康保険税は伸びが1億5,762万7,000円ということで、大体医療費の伸びにより財源が不足しているということで、これを保険税で賄うというような予算計上にしているところであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は今具体的に聞いたんです。例えば保険給付費、保険給付費全体がアップ額が7%ぐらい、いわゆる対前年、4%か7%、その程度ということだろうと思うんです、保険給付費全体が。いう格好で、確かに保険給付費そのものは小さく見積もったら赤が出るという側面もありますから、当然見方があるというふうに思いますが、実際的に私が聞いているのは、例えばさきの議会で奈良元課長の方が答弁しませんでした。今回実際的に入り、いわゆる入りの方で見てみますと、確かに説明がされてるように任意分として3,500万円ほど繰り入れております。しかし、実際的に対前年と比較しますと3,000万円ほど繰り入れが落ちちよと。ここで実際的に差が出てくるとすれば、財政安定化支援事業繰入金じゃないかというふうに見ております。この財政安定化支援事業繰入金というのは、私の勘違いではなかったら、実際的に交付税の中に、基本的に交付税の中に、言うなれば入ってきて、議員からしたら見えに

くい部分という側面があります。ですから私、この議会でも最初に聞いたんですが、奈良元課長の方、答弁ありませんでした。

この交付税分の具体的金額について、私がちょっと不信に思うのが、昨年度実態として地財計画等、国の地財計画等を見ても、変動は私考えてなかった。実際、地財計画そのものを見ても変動は見てないというふうにみちよったわけです。

しかし、この部分がかかり落ちちよるんじゃないかと、とりわけ5,000万円ぐらい落ちちよるんじゃないかというふうに思いますから、その点についてちょっと理由を聞きたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 交付税関係の国保への参入額についての御質問でございけれども、まず答弁なかったということですが、そういった御質問があったと私記憶しておりません。一般財源化についての御質問はありましたけれども、それとか起債償還分について御質問ありましたが、国保に関する交付税参入分という御質問はなかったというふうに私記憶しております。

今回の18年度の交付税の参入見込みですが、国保関係として1億9,400万円ばかりを見込んでおります。かなり落ちてきているんじゃないかという御質問ですが、この算定の基準というのが18年度分につきましては16年度分の医療費をベースに試算をすると、積算するというような格好になっております。ですから、私の記憶では14年度あたりはかなり医療費が伸びなかった部分がございます、その関係で15、16がちょっと落ちておるということで、18年度分の財政安定化分等が落ちておるというふうに見込んでおります。

したがって、今回の試算といいますが、17年度の決算分、かなり医療費が伸びてきておりますので、逆にいいますと、19年度は逆に伸びてくる可能性はあるということがございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 数字的にいっても、かなり大きいわけです。どのぐらいの率でいっちょるかというのを見るとき、本年度分をどの程度見るかという格好でいくと、実際的に落ち方が1年間で財源安定化分が5,000万円も落ちるといったら、かなりのいわゆる全体分の14年度分かね。もし仮に16年度分がかなり医療分が落ちちよったという見方をすれば、そんなに大幅な落ち方という見方を私してなかったんです、対比で、医療費部分で。だから、かなり大幅に落ち過ぎちよる、いわゆる判断の仕方として、かなり大幅に落ち方を逆に安定化分がかなり低く見積もり過ぎちよる恐れがあるんじゃないかなというふうに私は見ております。

それともう1点、私はさきのいわゆる本会議の中でこういう質問をしました。一般会計の交付税の質問の中で、実際的にいわゆる起債償還分に当たる部分は幾らになるのかと。それで、椎木助役が初日に言われたいわゆる今回の三位一体改革に伴う部分については出てるが、それ以外の

部分を含めて、今まで一般財源化という名前の中でかなり変動してきたんじゃないかと、その部分について私は問うとります。それをまた議事録で確認してくださいませ。

実際的に交付税の実際的な交付税の入りの方、非常に見えにくくなっております。といいますが、実際的に私たちも長く議員をやっても、その都度聞かなければわからないようなシステムに交付税がなっております。ですから、そのたんびに私は聞くようにしております。

実際的に私たち議員は、その交付税の中身までは、実際的には色がついてないわけですからわかりにくいと。ですから過去ずっと、古くは図書費より前です。そのころから一般が財源分について今年度はどうかという聞き方を私はずっとしてきたから、そういう角度からしとると思いますが。古くはです。その都度聞いてきたというふうに思っております。

ただ今回、保険給付費が、保険給付費というのは、医療費に対して一定程度見ていく、いわゆる私はいわゆる患者負担分以外の部分を一定程度見ていくという感じになっております。ですから、前から言よるんですが、実際的に国保会計がかなり厳しくなっておりますのは、医療費負担分、全体の医療費負担分の55%を国が見よって、それが35%になって、今回さきの説明の中で、国庫、いわゆる国庫分が県に移譲された2%分ですか、それが移譲されたから、今度は国庫分が前年度より実際的には98.ちょっと落ちちよるとい状況なんです。

実際的に、ですから私は、でききるだけ国保の場合は、入りをかなり正確に見んと、すぐ住民にはね返ってくる。国民健康保険税にはね返ってくるという要素があるんで、今まで厳しく聞いてきたところであります。

続けて質問いたします。次に、実際的に今回、国保分でかなりの人件費分も変動しちよると思っています。1人程度落ちちよるんかどうなんか、その辺もちょっと聞いちょきたいというふうに思っています。国保関係です。聞いちょきたいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 人件費関係の関係でお問い合わせでございますが、事項別明細書の21ページ、一般職の総括で職員数、変不動はございません。

議長（新山 玄雄君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） はい。次に移ります。議案第3号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも一応、私ども所管委員会ですので、実際的に聞いておきたいのは、新たに介護保険事業が先ほど補足説明されたように地域包括システム等入れて新たにいろんな事業が出発します。その事業の中身部分について報告を求めておきたいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） この議案については、各委員会に付託を、民生委員会に付託いたします

ので、詳しいことはそこで御質疑いただきたいと思うんですが。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、実際に考えてみていただきたいのは、議会の本会議の中で質疑をするという点は、実際的には委員会はそれ以上の中身について、例えば具体的な中身について聞きます。しかし、本年度新たにいわゆる介護保険法の改正に伴って新たに事業の中で変わってくるという部分があるでしょう。その部分はやっぱり明らかにしちよかんといけんのじゃない、本会議の中でも明らかにしちよかんにゃいけんのじゃないかなという角度から質問しちよるわけです。ですから、その点はやっぱり仮に所管委員会だろうと、本会議から委員会に移行する場合であっても聞くことができますので、その辺を判断をお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） じゃ、答弁をお願いします。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今の老人保健ということだったんですが、これは介護保険になりますので……（笑声）

議長（新山 玄雄君） 第3号ですからね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。議案第4号、質疑はありませんか。土手議員。

議員（3番 土手 正喜君） 介護保険ですよ。（発言する者あり）先ほど広田議員から質問がありましたように、制度がちょっと変わりましたので、はっきりわかりよい図面があるわけですよ、説明の。あれを皆さんに提示してもらおうと思います。

議長（新山 玄雄君） 挙手をして立って言うてください。

議員（3番 土手 正喜君） 質問でないんで座っております。済いません。わかりやすい説明の図面があると思いますので、制度が変わったんでそれを皆さんに配布したらどうでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） このたび大きな改正ということで、ちょっとわかりにくいところもあると思いますので、またきょうは資料を持って来ておりませんので、また改めて皆さんにお配りしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。議案第5号、広田議員ございませんか。（発言する者あり） 次に移ります。議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 下水道、農集、漁集、全部言えることなんですが、使用料に対しての維持管理費、これが極端な差があるわけです。特にこの漁集は使用料が279万1,000円、維持管理費1,380万円、大方10倍ぐらいの差があるわけです。

これはこれからずっとこのとおりでいくのか。そこら辺は町の執行部としてどういうふうにお考えですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの御指摘のとおり、非常に収入と支出、維持管理費の点で差があるということは一目瞭然であるわけですが、当然のことながら、いわゆる受益を受ける方に対する応分の負担というものは、今後とも考えていかなきゃいけない課題かと思えます。したがって、18年度においてそういった使用料、負担金等含めまして、検討いたすべく協議会を設置する運びといたしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 部長、そこあってや。結局は公共下水、農集、漁集を使用料を大体同じぐらいのレベルに持って来るちゅていう考え方です。それとも、今合併処理を使われてる御家庭もあるわけです。これも年間維持費ちゅていうのは、大体4万円、5万円、6万円ぐらいの間じゃろうと思うんです。そこら辺の兼ね合いはどういうふうにお考えおいでですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今御指摘のとおり、非常にいわゆる町の施策と申しますか、政策によっては下水道事業ができる区域、合併浄化槽で対応しておる区域、いろんな地域によってのバランス的なもので格差が生じておることは事実でございます。

そういったことを含めて同じ町民でございますので、極力同じ日常生活において負担の不公平というのは、これは決して好ましいことではないと考えておりますので、今すぐこういったことにするという事は、ちょっとここで申し上げかねますが、先ほど御答弁申しましたように、18年度からそういった住民の不公平感をなくすためのこういった形で町として対応したらいいかということも含めまして検討させていただきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 漁集なんか端的に出てくるんですが、実際的に過去の政策的な部分でやった部分を例えば償還していきます。この償還していくときには、それをその事業の参加者に負担させたら、ある意味では、逆に今から先、事業ができんような地域も出て来る可能性があります。確かに言われるようにフラット化というのは起こり得るかもわかりませんが、実際

的には私は公平の中の不公平部分が逆に出て来る可能性がある。これは私は一般会計部分ではとりわけ注意しちよかと、これから先、例えばいろんな地域でいろんな特別会計事業が進んでいきます。そのときに逆にずんずんずんずん、ほいじゃ負担金、いや失礼、使用料等がずんずん上がっていく可能性が逆に出てくる可能性がある。その点は私は一定程度その事業の性格、これは私は担当者の方は、とりわけ町長並びに助役はある程度はきちっと考えちよかと、今から先の環境整備というのは、いわゆる進んでいかないという、おくれたところはおくれたまま進まないちよ側面が起こる可能性があるんで、その辺は特と言うちよきたいというふうに思います。これはちょっと考え方だけ聞いちよきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今、議員さんから、荒川議員さんと広田議員さんと、全く反対のような立場の御質問でございましたが、すごく荒っぽい数字で申しわけないんですが、例えば今の漁集で言いますと大体月当たり2,500円ぐらいになるわけです、世帯が。280万弱ですが、それを110世帯ぐらいで割ると月2万5,000円ぐらいで、月平均2,500円から400円ぐらいというふうな数字が出てくるんですが、そうしますと通常のかみ取りの場合、大体3,500円ぐらい、月1回かみ取るとかかります。それで、先ほど言われました合併処理浄化槽の場合、人槽にもよりますけど、平均的にいえば、五、六万円から7万円ぐらいということになりますと、月に割ると6,000円ぐらいということになりますと、自分が負担して浄化槽をつくった家庭は6,000円払う、町が下水をつくったところは2,500円でいいよというのはいかにもバランスが悪いということでございます。そして、ましてそのかみ取りであっても3,500円ぐらいかかるというのは非常にバランスの悪いということでございます。

それで、そういう例えばそれが全戸にもう既にできておるんならいいですが、一部のところだけに下水ができてあって、そこだけに公共のお金を入れ込むというのは非常にバランスが悪いのではないかと。

ただ、今議員さんが言われましたように、基盤整備の分に、例えば償還部分に、起債の償還部分とかに、それを全部使用料で賄えということは当然できないと思いますので、そのバランスのことは十分考えていかなければならないと思っております。

それで、今現在、これちょっと質問とは離れますが、水道の水価の検討委員会ということもお願いいたしております。水価の方がまだバランスが悪いわけなんです、収入と支出だけを見れば。それにつきまして、水価の方につきまして検討委員会を立ち上げて民間の委員さん方の御意見をお伺いしておるところでございます。

ここが程度の方向性が出れば、次には下水の方の検討も進めたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 156ページ見てくださいます。実際的に先ほど補足説明の中で500万円の待合所という説明をされたんで、若干ちょっと詳しく聞いちょきたいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。今回500万円で日前の方の待合所ということでございます。この工事費すべて待合所というわけではございません。国道の案内標識、あるいはもちろん待合所が主体ということになります。待合所は大体10平米ぐらいのものを考えております。

そのほか、高校生が自転車通学で自転車を置いております。その工事費の中から自転車置き場も整備したいと思っております。概要はそのようなものでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 立派な待合所、そしてまた住民のために（発言する者あり）いやいや、実は去年でしたかね、条例つくりましたよね、待合所にかかわる、補正でしたか。あれが金額的な補助が30何万円でしたか、私もちょっとウロ覚えなんです、実際的にそういうことを聞いちょって、待合所500万円がぽっと出てきたら、私らもう議員でもそんな立派なものじゃないと言われても、どこにどのくらいかかるのか、その補助要綱とどうなのかというところが出てくるんで、若干聞いちょきたいなという点です。

ですから、今説明があった大体どの程度、例えば標識をつくって、それで自転車の乗り場をつくって、それで待合所という格好3点セットですか、4点。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 御質問の中の一番初めの昨年補正をいたしました32万円の関係について、今年度も32万円計上しております。これは船の待合所でなくてバス停の停留所でございます。したがって、全く性格が違うものであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） バス停に対する補助制度は全くないということでとらえちょってええのかどうなのか。例えば単式でつくる場合もありますよね。その面もちょっと聞いちょきたいというふうに思います。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 関連質問ですね。もう飛びます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

お諮りいたします。平成 1 8 年度予算の質疑が終結しましたので、日程第 1、議案第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計予算から日程第 1 2、議案第 1 2 号平成 1 8 年度周防大島町公営企業局企業会計予算までの 1 2 議案をお手元に配布しております議案付託表により所轄の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 1 号から日程第 1 2、議案第 1 2 号までの 1 2 議案をお手元に配布しております議案付託表のとおり、所轄の常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。3 時まで休憩します。

午後 2 時 47 分休憩

.....
午後 3 時 00 分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいでしょうか。

それでは、再開をいたします。

日程第 1 3 . 議案第 1 3 号

日程第 1 4 . 議案第 1 4 号

日程第 1 5 . 議案第 1 5 号

日程第 1 6 . 議案第 1 6 号

日程第 1 7 . 議案第 1 7 号

日程第 1 8 . 議案第 1 8 号

日程第 1 9 . 議案第 1 9 号

日程第 2 0 . 議案第 2 0 号

日程第 2 1 . 議案第 2 1 号

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

日程第23・議案第23号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第13号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第23、議案第23号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明は、3月8日の本会議で終了しておりますので、これより質疑に入ります。

議案第13号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の補正は一応5億3,244万2,000円の減の補正ということであり、実際的には基金への積み入れ、条例改正したから基金への積み入れちゅことではありますが、まず、入りの方から聞きたいというふうに思います。

最終的に、今回の補正が最後ということになるかもわかりませんので、普通地方交付税について聞いておきたいというふうに思います。普通交付税、特別交付税等を実際額について報告を求めておきたいというふうに思います。

それとあわせて、それはまだ特交は最終的にはまだ決まってないというところがあるので、実際的にはあるかもわかりませんが、今時点での状況、つかんでる状況聞いておきたいというふうに思います。

また、補正時点で、次に、入りの方あわせて商工使用料について聞いておきたいというふうに思います。客観的には、例えば竜崎温泉使用料にしても717万8,000円の減ということですが、これは工事に伴うというふうに思われますが、人数等について報告できれば求めておきたいというふうに、利用状況について聞いておきたいというふうに思います。

次に、17年度として広域市町村合併支援特別交付金1,995万3,000円というふうになっております。これ私もちょっとうっかりしちよったんですが、県補助金ですから、これは県の要綱に伴い年度決めて、10年間ある分という分なんかどうなのか聞いておきたいと。それで最終的には今年度分が県補助金部分は広域市町村合併支援特別交付金について最終的には、最終的ちゅ言葉言うたらまたあれですが、どのぐらいちゅふうに見ちよるのか、累計として聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） ページ数を教えてください、ページ。

議員（16番 広田 清晴君） 9ページです。

次に、10ページ、延長保育事業補助金というのが、これは全額カットということになると思うんですが、当初計画しちよってできなかった部分というのはどこという取り扱いなのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、歳出の方でお聞きします。歳出の方はページ数で言いますと17ページ以降であります。今回財産管理費の中で実際的にはそれぞれを減額し、最終的には財政調整基金に組み入れたとい

うことになっております。今の補正段階での金額を聞いておきたいというふうに思います。

次に、22ページ、これは今回久賀支所経費の中で小規模施設整備事業補助金という格好で100万円カットということになっております。この点で、私は途中でかなり一定程度組み入れていって、少しでもお役に立てばという角度で質問し、そして町長の方もそれにこたえて土地をつけた部分じゃないかなというふうに思います。実態としてこれがどういう状況だったのか報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、交付税の関係の御質問があったかと思えますけれども、普通交付税、今回1,448万9,000円追加の補正をしておりますが、これで最終的に73億2,022万8,000円となります。

それから、特別交付税につきまして現在の見通しということですが、まだ交付決定来ておりませんので、一応予算的には10億6,500万円という計上をしておりますけれども、いろいろな特別交付税の配分の方式がございますけれども、ことしは豪雪等々がございました。そういったことで山口県内への配分がかなり減るんじゃないかというような見通しでございます。それに加えて県内でも岩国等で台風災害、大きい災害がございました。そういった関係で相当各市町に配分される特別交付税減額になるのではなかろうかというような見通しが立っておりますが、まだ決定来ておりませんので、今数字的にちょっとお答えはできない。予算上は10億6,500万円という状況でございます。

それから、県の補助金の御質問でございますけれども、県の広域市町村合併支援特別交付金の御質問ですけれども、これ合併後10年間で4億円、周防大島町には4億円が交付されるということで、年度割に特に制限はございません。要綱に基づいてその要綱に適合する事業であれば、その補助金の交付対象になるということですが、今年度は一般廃棄物処理施設の建設事業とか斎場建設事業等々に充当する、それから農家台帳の整備等々を予定しておりますが、合わせて5,419万3,000円になろうかと思えます。

それともう1点は基金の状況でございますけれども、今回条例によりまして東和庁舎等の建設基金、それから斎場建設基金を廃止するというので、これを全額取り崩して、この2つの基金はゼロとなります。これを財政調整基金に積み立てるということで、これを措置しまして予算上ですけれども、財政調整基金は17年度末が10億8,972万3,000円と見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 4ページになりますが、竜崎温泉使用料717万8,000円減の人数ということでございましたが、当初見込み客数9万3,000人に対して8万5,000人に修正するものでございます。

この理由でございますが、先ほど議員さんが仰せのとおり、工事中も影響あると思いますけれども、玖珂岩国間の被災による長期交通止め、これも大きな要因ではなからうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 野口久賀総合支所長。

久賀総合支所長（野口 菊義君） お尋ねの久賀総合支所の小規模の施設の整備事業の補助金の減額でございますが、これ昨年の7月3日の大雨災害によりまして、第2号補正で予算計上いたしました。今年度事業の実施の見込みがなくなった1件について減額をしたものであります。1件につきましては予定どおり実行させていただきました。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 10ページの延長保育促進事業補助金、全額マイナスということですが、これは国、県補助金が4分の3でした。これが国の交付金化になりまして県からの補助はなくなったということで、新たに7ページの国の国庫補助金の方で、次世代育成支援対策交付金ということで計上させていただいております。

なお、延長保育につきましては、1園が実施をしなかったということでもあります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、民生費関係、引き続き27ページから質問したいというふうに思います。

一つは、福祉タクシー利用助成金についてであります。これも合併後に一応、障害者部分を含めて実際的に回数券はふやしました。それで実際的に今回補正が200万円余りの減ということでもあります。それで、このとらえ方ですが、実際的には宣伝不足があったのかなという側面と、実際的に対象者が少なかったのか実際的にどうなのかという点で、大体適応者数が何人ぐらいで、その中で、適応者数と言うたらおかしいね、どういう言い方がいいかね。対象者数、対象人数はどういうふうな状況でとらえておったのか聞いておきたい。

また、利用率等はどういう状況だったのか。今回200万円の減額でいったらかなり大きいわけですので、その点でお聞きしたいというふうに思います。

それと2点目として、食の自立支援、これも緊急通報システム等をかなり減額が大きいわけなんです。この辺も見通しでこれだけ落ちてきたということになると思うんですが、実際的にはこの点でも期待されておる部分が割と、ページ数は30ページです。

また、落ち方がちょっと大きいので、最初に仮に過大見積もりだったら落ち方がひどいという側面がありますが、実際的には対象者を見込んで私は予算計上されておるというふうに思うんです。その点から実際的な対象者数の状況、また途中で中止があったのなら、中止を含むものなのかどうなのか、含めて報告を求めておきたいというふうに思います。

また、初日に補足説明の中で言われたかどうかわかりませんが、若干聞いておきたいんですが、生きがい活動支援通所事業、これについても若干落ち方がひどいので聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 27ページの福祉タクシー利用助成金ですが、当初の計上の予定は、やはりこれまでの前年度の利用者を見込んで計上をしております。当初が859人を見込んでおりましたが、実際の利用者が1,081人と伸びてはおります。しかし、年間12枚の利用をできるわけですが、利用が年間平均6回しかなかったということで減額になっております。

次に、30ページの食の自立支援事業につきましても、やはり前年の利用者を見込んで計上したところですが、自宅への配食が当初が653人の約5万7,000食を見込んでおりましたが、実際の利用が565人の約4万7,000食に減ったということであります。

また、「かんころ楽園」におきましても2,070食を見込んでおりましたが、1,800食ということで、利用者が少なくなったということであります。

次に、31ページの生きがい活動支援通所事業につきましても、利用者が当初は225人を見込んでおりましたが、196人と利用者が少なかったということであります。

議長（新山 玄雄君） いいですか、広田議員。 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第14号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今年度の医療費の見込み、これも基本的には確定は6月ちゅうことと言われるとせんないと思うんですが、実際的に医療費等はどういうふうに伸びを、対前年どういうふうに見ておるのか、補正時点で。補正してくるわけでしょ、その中で実際的にどういふふうな見方でおられるのかまず聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今回の補正につきましては、補正で増額いたしておりますが、退職被保険者等療養費、療養給付費を増額をしております。これは今まで、この12月までの推移を見まして不足するということで計上させてもらっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点は、基金の繰入金であります。基金の繰入金について、国民健康保険基金繰入金でこの額を入れることによってゼロになるのかどうなのか、残りは何ぼになるのかちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今回の補正によりまして残高ゼロであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この件では、実際的な繰り越し部分が出てくるというふうに見ております。それでちょっと若干その報告をまず聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、平成17年度の大島町下水道事業の特別会計補正予算の4号の繰越明許費についてお答えいたします。工事地区について説明いたします。特定環境保全公共下水道事業の管路施設工事の西枝3工区、それと東枝4工区、そして三枝3工区があります。

そして各工区ごとに御説明いたします。三枝3工区につきまして御説明いたします。請負業者が大島建設で、契約額が6,528万600円でございます。延長が1,196メートルで、出来高が70%でございます。

続きまして、東枝4工区について御説明いたします。請負業者が株式会社吉野建設です。契約額が5,173万350円です。そして管路延長が166メートルです。出来高が90%でございます。

続きまして、三枝1工区について御説明いたします。請負業者が三洋工業株式会社です。契約

額が3,034万5,000円でございます。管路延長が821メートル、そして出来高が30%。

そして維持管理経費についてお答えいたします。周防大島町公共下水道台帳の作成業務等が片添地区です。委託業者が株式会社広洋コンサルタント山口営業所です。契約金額が598万5,000円です。そして出来高が20%、前払い金が170万円です。そして繰越明許の中の610万5,000円のうちの428万5,000円が片添地区の残りと安下庄地区の台帳整備でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第13号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 説明の方は初日にありまして、ずっと説明を聞き、そして今改めて私質疑し、討論を行います。反対の立場から討論を行います。

一つは、実際的に先ほどから言われているのは、すべていわゆる福祉の施策の中でも実際的には当初見込みが大きくて、実際的にはそれほど利用がなかったという言い方なんですけど、私は一つは、いわゆるふれあい給食とか福祉タクシーというのは、実際的に適用者がおれば、対象者がおればかなりの私は宣伝をすればかなりの利用客はふえてくるというふうに私自身は認識しております。そういう点では、その宣伝のあり方という点で私はまだ不十分じゃないかなと。合併した後、実際的にまだ1年半ですが、進んだ部分、そして実際的にはいわゆる合併の時点での何といえますか、例えば24時間にしても、24時間ここではあれですが、実際的には毎日給食にして

も、これらが4町に広がっていったというのを時々聞いておりました。そういう形の中でいえば、私は宣伝力がかなりまだ十分ではなかったのではないかなというふうに考えます。

それともう一つは、実際的な今時点での補正のあり方についてであります。それは私は住民がいわゆる要求する部分、これはぎりぎりまで予算を置いておくべきだというふうに私は考えております。

といいますのが、今から受け付けまではまだ日にちがあるわけですが、実際的に。それでまだ切っても十分な予算があるという時点でどうかといえば、私は残しておけばそれなりに住民からいえば使えるというふうに考えております。

とりわけ今回ほとんどが、残分が財政調整基金に積み立てられるわけですが、実際的に私はもっともそういう部分については、最後まで予算計上はしよかった方がよりベターではないかなというふうに思います。

また、執行体制についてであります。今まで私はいろんな角度から町の皆さん方に対して、住民主人公の立場からぜひとも運用、予算計上をしてほしいという点が言ってきました。その点では、私はまだ十分ではないというふうに考えております。

以上、述べておきます。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。議案第13号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の（発言する者あり）済いません、間違って書いてありました。起立を求めますので、起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の国民健康保険会計、これはほとんど最後だというふうに思います。補正はほとんどないんじゃないかなというふうに思います。

議論でよく出てくるのが、国民健康保険会計は相互扶助だという意見が出ております。しかし実態的には、いわゆる憲法で保障された最低制限のいわゆる生活を保障するための医療の制度だというふうに考えております。その点から見て、本年度も残念ながら、今の国民健康保険税が高

いという中で、丸短や資格証明書が発行されておられます。私はそういうやり方ではなしに、やっぱり十分な対話や、そしてまた国民健康保険税を引き下げる努力、これは会計上は基金をすべて繰り入れてゼロにした内容というふうになっておりますが、実態としてはそういう町民状況をやはりつかんでいただきたい。

そしてまた、周防大島町で少なくとも、例えば日本全国の中で起きているような、いわゆる国民健康保険税が高いから、そして資格証明書になって病院に行かれず死んだという事件がかなり全国でも出ております。（発言する者あり）それで実際的には病院にかかれなくて、実際は医療部分がいわゆる医療費そのものが高くなるという悪循環も生まれます。そういう点から見れば、今の国民健康保険税、大島町の場合は県内で低いというて言われる側面もあるかも知れませんが、まだ私は引き下げることが可能であるという立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号平成17年度周防大島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第15号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第16号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第17号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第18号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第19号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 20 号平成 17 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 21 号平成 17 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 22 号平成 17 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 23 号平成 17 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 . 議案第 41 号

議長（新山 玄雄君） 移ります。日程第24、議案第41号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第41号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして補足説明を申し上げます。

本案は過疎計画の後期の変更にあたりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容につきまして、まず、港整備交付金、三浦及び和田漁港整備事業は、近年の本町水産業の事情から事業の見直しを行い、事業量の縮小が適当であるとの判断から事業量の変更を行おうとするものであります。

また、森野及び日良居漁港単県農山漁村整備事業は、同事業により漁港施設の補修整備することとして、本計画に追加しようとするものでございます。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分では、町道長波津礼線の延長及び幅員を変更し、また一昨年の台風の被災により、浮島航路土居港発着場を日前港に移したことから、待合所を整備することとして事業通過しようとするものであります。

生活環境の整備の中の水道施設は、大島地区三浦西水源の廃止に伴う小松屋代簡水との接続事業を追加し、廃棄物処理施設では事業名称の一部を改め、斎場建設事業及び霊園整備事業は事業の見直し、事業量の変更、または事業を廃止するものであります。

最後に、その他地域の自立促進に関し必要な事項の区分では、周防大島庁舎建設事業を新たに追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には新年度予算にかかわる部分がかかり含まれておりますので、町長の方に質疑をしておきたいというふうに思います。

過疎計画をいわゆる上程するとき、計画の順位について町長の方はどういうふうに考え、いわゆる過疎計画を議会に提示する、改めて追加する場合にいろんな事業が新たに起こってくると思うんです。そしてまた、それまでの部分もあるかと思いますが、実際的に追加というのが出てきます。町長の方は何を基準に新たにいわゆる過疎計画に上げて、いわゆる仕事の順序と申しますか、順番と申しますか、それどのようにとらえて執行しようとしているのか、まずその点をお聞きしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 過疎計画を変更したり、変更する中で追加するものについてどのような基準でもって追加をしているのかということですが、当然総合計画もでき上がりましたし、これに基づいた行政の執行をやっていくということが大きな指針であるというふうにこの前町長の施政方針の中にも出ましたとおり、それに基づいてやっておるわけですが、当然その過疎計画の中には既に契約されておるものもたくさんありますが、政策でございますので、毎年度毎年度若干のその新規が出てくるということも事実でございます。

それによりまして、町の執行部の政策に基づいた事業の取捨選択、または優先順位ということから、事業が実現が見込めるという時点になって過疎計画にも諮れるということになると思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、2点目として、今回変更の部分で聞いておきたいのが1点あります。

それは、旧大島町内で行われる長波津礼線についてであります。この部分については既に土地取得等が既に実施されておりますが、内容の変更ということでLとWのいわゆる短と、短くする分と幅の縮小ということで一応載っておりますが、実際的に私聞きたい点は、旧町といわゆる変更して予測される。今回これは地図上は出ておりませんが、もう中身的は変更されます。

それでその場合に、旧道が町道であって、新道が新同じ町道に移行するということになった場合に、町道が基本的には2本になります。そういうときには基本的にはどちらもいわゆる長波津礼線というて使うたらおかしくなりますよね、実際的には。そういうときには、例えば落とす、ランクを落とすということは考えられるのか考えられないのか。例えば、1ランク落とすとか、そういうのが考えられるのか考えられないのか。

それともう一つは、町線名も町路線も変わると思うんです。それについての基本的な考え方について聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 町道長波津礼線でございますが、道路改良によりまして一部と申しますか、途中で既存の路線と新設の路線とが分かれることとなります。これは町道台帳上は、路線名は両方とも長波津礼線となります。ただ、管理判断というものが伴いますので、既存の路線、これを一応支線といたします。ただ、管理区分上の要件、これは何ら変わりはないものでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど町長のいわゆる過疎計に上げるバッター順等に考え方質疑をしました。

それで、実際的に今回の予算を見えます。当然これは今年度の新年度の予算にかかわる部分ですから、当然過疎計に上げるという手はずになるというふうに思います、理屈上はです。

しかし、私がここで述べておきたいのは、例えば町民の暮らしの状況、いわゆる今年度は、新年度はとりわけ町税が上がリ、そして国民健康保険税が上がリ、介護保険料が上がると。そしてまた、各種今まで旧町で行っていたいろんな例えばサービス部門、そしてまたそのほかの負担部門、これが落ちていくと、いわゆる制度がそのものが廃止される。そしてまた負担が上がるというのが同じ予算上の中に出てきます。

私は、例えば町民生活を本当に守っていくという立場なら、実際的には今過疎計画、例えば予算に計上しなくても、私はもっともっといろんな角度から調査してから、それから基本的には調査費を計上し、そして過疎計画に上げていくべきだというふうに考えております。

今の町民中、今それじゃ過疎計画に上げる段階として、いわゆる予算執行しとるから、予算に上げちよる上げるというのはわかりますが、それを上げること、いわゆる予算計上すること自体が、今の時点で私は町民から見てふさわしくない。ですから、過疎計画には同意できないという考え方をしております。ぜひともその点は私は予算ですから、実際的な予算に伴い計画が出て、その計画が出れば当然執行権者はいわゆる過疎計で上げてきます。それは理屈上はわかりますが、優先順位としては、私は今の時期はこれだけ住民負担が重くなっていく、そういうときに私は絶対にそういう新たな、いわゆる急いだものはすべきでない。これが私の考え方です。したがって、今の私の考え方からすれば賛成できない、これは明らかであります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第41号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 . 議案第 4 2 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 5、議案第 4 2 号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 4 2 号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部改正について補足説明を申し上げます。

本案は周南地区福祉施設組合が平成 1 8 年 4 月 1 日から山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合に加入するため、同組合規約の一部変更について議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 4 2 号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 . 議案第 4 3 号

日程第 2 7 . 議案第 4 4 号

日程第 2 8 . 議案第 4 5 号

日程第 2 9 . 議案第 4 6 号

日程第 3 0 . 議案第 4 7 号

日程第 3 1 . 議案第 4 8 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 6、議案第 4 3 号あらたに生じた土地の確認について（浮島）から日程第 3 1、議案第 4 8 号字の区域の変更について（棕野）までの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案４３号から４８号までが関連しておりますので、補足説明を一緒にしたいと思います。

まず、議案第４３号、４５号、４７号のあらたに生じた土地の確認につきましては、３件とも関連いたしておりますので、一括して説明をしたいと思います。

議案第４３号は、漁港整備計画に基づき周防大島町大字浮島地先に埋め立てられました土地６,９９０.１８平方メートルが平成１６年９月７日付、指令法案第２２号の９によりまして、公有水面埋め立て法第２２条第１項の規定に基づき竣工認可されたものであります。

次に、議案第４５号は大字日前地先に埋め立てられました土地２,５５０.２９平方メートルが平成１７年３月３０日付、指令平１６港湾第１０４９８号によりまして公有水面埋め立て法第２２条第１項の規定に基づき竣工認可されたものであります。

議案第４７号は大字棕野地先に埋め立てられました土地５,８０５.６５平方メートルが平成１７年２月２２日、竣工認可されたものであります。

このたび、これら３件につきまして地方自治法第９条の５第１項の規定に基づきまして町議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４４号、議案第４６号、議案第４８号の字の区域の変更３件につきまして、これも関連いたしておりますので、一括して御説明を申し上げます。

議案第４４号は、４３号でお諮りいたしました新たに生じた土地を周防大島町大字浮島字上ノ山に編入しようとするものであります。

次に、議案第４６号につきましては、４５号でお諮りをいたしました新たに生じた土地を周防大島町大字日前字白鳥に編入しようとするものでございます。

議案第４８号は、４７号でお諮りいたしました新たに生じた土地を周防大島町大字棕野字新三町田の区域に編入しようとするものでございます。

つきましては、これら字の区域の変更３件につきまして、地方自治法第２６０条第１項の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第４３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第43号あらたに生じた土地の確認について（浮島）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第44号字の区域の変更について（浮島）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第45号あらたに生じた土地の確認について（日前）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第46号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第46号字の区域の変更について（日前）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第47号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第47号あらたに生じた土地の確認について（棕野）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第48号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第48号字の区域の変更について（棕野）原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32．議案第49号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第49号町道の認定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第49号周防大島町道路線の認定について、それでは、認定につきまして補足説明を申し上げます。

本案は本年度予算におきまして、旧町の道路台帳を統合整備し、25路線の路線名の変更及び新たに6路線を認定するものでございます。

修正後の路線数は全体で848路線、総延長は47万6,803メートルとなるものでございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回は、これは台帳整理ということなんですが、実際的に町の方はいわゆる舗装率等は皆つかんじょる状況なんですか。実際的に、例えばずっと旧町ごとに大体出てきちょるんですか。現在ちょっとわかりにくいという状況なんですか、それはあと文書等を見せてもらえればわかるということによろしいですか。はい。

議長（新山 玄雄君） いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第49号町道の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第33．議案第50号

日程第34．議案第51号

日程第35．議案第52号

日程第36．議案第53号

日程第37．議案第54号

日程第38．議案第55号

日程第39．議案第56号

日程第40．議案第57号

日程第41．議案第58号

日程第42．議案第59号

日程第43．議案第60号

日程第44．議案第61号

日程第45．議案第62号

日程第46．議案第63号

日程第47．議案第64号

日程第48．議案第65号

議長（新山 玄雄君） 日程第33、議案第50号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてから日程第48、議案第65号周防大島町総合交流ターミナル指定管理者の指定についてまでの16議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） それでは、議案50号から55号までの補足説明を申し上げます。

議案50号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてでございますが、この施設は樽見地区にあります。そして、地区公民館的な役割を担っており、現在、浮島地区自治会に管理委託をお願いしているところでございます。指定管理者制度への移行に伴い、浮島地区学習等供用施設の管理運営を浮島地区自治会へ指定をお願いするものでございます。

次に、議案第51号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてでございますが、この施設も安下庄原地区の公民館的な役割を担っており、現在、原地区自治会に管理委託をお願いしているものでございます。指定管理者制度への移行に伴い、原地区学習等供用施設の管理運営を原地区自治会へ指定をお願いするものでございます。

議案第52号周防大島町久賀歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、議案第53号周防大島町町衆文化伝承の館の指定管理者の指定について、議案第54号周防大島町町衆文化の薫る郷公園指定管理者の指定についてにつきましては、この3施設は付随した施設でありますので、一括して御説明を申し上げます。

この施設は久賀歴史民俗資料館を中心として陶芸の館等を有し、八幡生涯学習の村として久賀地区の生涯学習の拠点となっており、現在3施設とも周防大島町久賀生涯学習振興財団に管理委託をお願いしているところであります。指定管理者制度への移行に伴い、当該の3施設の管理運営を財団法人周防大島町久賀生涯学習振興財団へ指定をお願いするものであります。

次に、議案第55号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定についてでございますが、この施設はハワイで苦勞された先人たちの苦難の足跡と繁栄の歴史を後世に伝えるために開館されたもので、現在、大島国際交流協会に管理委託をお願いしております。指定管理者制度への移行に伴い、日本ハワイ移民資料館の管理運営を大島国際交流会へ指定をお願いするものでございます。

以上、教育委員会関係の補足説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 続いて、お願いします。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 続きまして、議案第56号から65号までの補足説明を申し上げます。

議案第56号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてでございますが、長浦地区にありますながうらスポーツ海浜スクエアとグリーンステイ長浦、両施設を現在第三セクターの瀬戸内海リゾート株式会社に管理を委託しているところであります。指定管理者制度への移行に伴いまして、当該施設の管理運営を瀬戸内海リゾート株式会社を非公募で指定し、管理させようとするものでございます。

次に、議案第57号周防大島町サン・スポーツランド片添の指定管理者の指定についてでございますが、この施設は、後の議案第60号から64号までの5議案に関連しますので、後ほど一括して御説明を申し上げます。

次に、議案第58号周防大島町フィッシングビレッジやしろ郷の指定管理者の指定につきまして及び議案第59号周防大島町自光寺ピッコロランドの指定管理者の指定についてでございますが、両施設は、やしろ郷ふれあいの里の中核的な施設であり、現在フィッシングビレッジやしろ郷を大島やしろ郷交流会に自光寺ピッコロランド特定非営利活動法人やしろ郷いやしの里にそれぞれ管理を委託しているところであります。指定管理者制度への移行に伴いまして、フィッシングビレッジやしろ郷の管理運営を大島やしろ郷交流会へ、自光寺ピッコロランドの管理運営を特定非営利活動法人やしろ郷いやしの里へそれぞれ非公募によって指定し、管理をさせようとするものでございます。

次に、先ほどの議案第57号周防大島町サン・スポーツランド片添の指定管理者の指定及び議案第60号周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランドの指定管理者の指定、並びに議案第61号周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定、並びに議案第62号周防大島町陸奥野営場の指定管理者の指定、並びに議案第63号周防大島町立陸奥記念館の指定管理者の指定、並びに議案第64号周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定についてでございますが、この6施設のうち、サン・スポーツランド片添及び片添ヶ浜温泉遊湯ランドの2施設は片添ヶ浜に、青少年旅行村は逗子ヶ浜に、陸奥野営場及び陸奥記念館並びになぎさ水族館の3施設は伊保田にあります。これら6施設とも、現在外郭団体の社団法人東和ふるさとセンターに管理を委託しているところであります。指定管理者制度への移行に伴いまして、当該6施設の管理運営を社団法人東和ふるさとセンターへ非公募により指定しようとするものでございます。

最後に、議案第65号周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてでございますが、道の駅として登録されているこの施設は西方長崎にあり、現在第三セクターの有限会社サザンセットとうわに管理を委託しているところであります。指定管理者制度への移行に伴いまして、当該施設の管理運営を有限会社サザンセットとうわへ非公募で指定し、管理をさせようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第50号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、浮島地区自治会の方に指定管理者ということで、いわゆる周防大島町浮島地区学習供用施設を指定管理者制度に据えるわけなんですけど、この公民館をいわゆる指定管理者にする必要性ていうのはどこにあるんじやろうか、その必要性について聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 昨年の9月の定例会におきましてから、指定管理者に指定することができるという条例改正を行った各種公の施設が条例改正をさせていただきました。

要するに、地方自治法における管理委託制度というものが法律上なくなって、直営かまたは指定管理者への指定管理ということになったわけでございます。今現在公の施設でなおかつ管理を委託してある施設につきましては、直営か指定管理しかできないということになったわけでございますので、直営では非常に効率が悪く運用が難しいということから、今回指定管理者制度を活用し、指定管理者を指定するということにしたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この面では予算的には基本的には変わらないという考え方よろしいかどうか聞いておきたいと思います。

それとあわせて、実際に施設によっては単年度があり長年度があると、こういう施設の場合は基本的には何カ年でいわゆる契約を結ぼうとするのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回、非公募ですべてを、指定管理者を指定しようといたしております。要するに、本来であれば公募制をとって、いかにその指定管理料を安く、安価なところで指定管理をしていただけたところがあるかというのを公募するのが筋でございます。

ただし、この公募による指定管理を選定するということになりますと相当期間がございます。周防大島町の場合16年の10月に合併をしたということでございまして、18年の4月から公募による指定管理をしようとするれば、もう既に16年の中旬ごろからその作業を始めておかなければならないということでございまして、18年の4月には公募が間に合わなかったということで、実際には公募をするのは19年の4月から公募での指定管理者に移行しようというふうに考えておりますので、今回は非公募でございますので、1年間に限りという形で指定管理期間を定めております。

それと、もう1点、指定管理料の問題があったと思いますが、要するに、個別に指定管理料というのは協定を結ぶことになっております。それで、今年度非公募の場合は、その指定管理者と

町とで協議の上、その指定管理料を設定するという事になっております。これから公募になれば、今度はいろいろな応募をする方の運営なり、またはその指定管理料の額なりを見てから選定委員会で指定管理者を選定していくということになりますので、これが法律の改正のねらい目であって、民間の方々が運営する方がより安価な形でいい運営ができるのではないかとことをねらっておるんだらうと思っております。

だから、周防大島町の公の施設の場合、18年度はすべて非公募でございますので、1年間という指定管理期間でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にこういった公民館等を指定管理者制度で公募といっても、実際的には公募団体がほとんどおられない。実態としてはずっと同じ契約をしていくという格好になるんじゃないか。

それで、自治法の改正云々が言われましたが、実際的には自治法の解釈について、私は公民館等については基本的には違うというふうに考えております。ま、いいです。ちょっと公民館等を実際的に、例えば浮島というところに仮に指定管理者制度を導入したとしても、公募型にしたとしても、実際的には契約でいえば自治体という流れにならざるを得んのではないかなと。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） そのとおりでございます。要するに、私、原則的な話で申し上げましたが、原則は公募だということでございます。ただし、今の言うような施設のように公募になじまない施設というのも当然あるわけでございます。それでまた、学習等供用施設等につきましては、今までも管理委託料を払っておるというわけではございません。要するに、自治会の方で通常の維持管理は見ていただいておりますということでございますので、公の施設がすべて指定管理者にはなりますが、将来すべてを公募するという意味ではないと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 公民館的な立場ということですが、50も51号も52号も関連すると思うんですが、ほかの公民館への委託料との整合性というか、金額的なものはもう決まっているんですか。

議長（新山 玄雄君） 坂本総合政策課長。

総合政策課長（坂本 薫君） この指定管理制度の条例及び規則等で規定されております施設は81施設あります。

そして、そのうちの31施設については直営で管理していこうというふうに考えており、残りの50施設につきまして指定管理制度に移行していきたいというふうに考えておるところであります。この3月議会に上程しておりますのは、一応16施設ということでございます。あと

3 4 施設につきましては、自治会とかコミュニティー地区代表者、社会福祉協議会等で管理をしている施設でございます、18年度9月1日以降から一応指定管理に移行したいということでございまして、今ただいま準備を進めているところでございます。

したがいまして、6月議会に上程をしたいということでありまして、ほかにまだ自治会に管理委託をしておる施設はたくさんあります。橘でいけば安高農事集会所とか正分地区農事集会所、鹿家農事集会所というような、公民館的に使っておる施設がまだあるということでございますが、これは一応6月議会でもたお願いしたいということで、ただいま準備を進めておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 公民館的に使う施設を町が自治会なりにお願ひするわけですね。そのときに金額がまちまちだったら問題になるわけです。そういう部分でのそういう施設に対してはどのくらいというような方向性というのは決まっていますかということをお問ひ.....。

議長（新山 玄雄君） 坂本総合政策課長。

総合政策課長（坂本 薫君） 自治会にお願ひしておるのは基本的には自治会の方で運営管理ですか、管理費は負担しておりまして、町からは出していないということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。議案第51号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第52号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回単年度というちょっと確認を含めてしたいというふうに思いますが、今回は52号久賀歴史民俗資料館、これ先ほどどういう言い方したかわかりませんが、実際的には管理委託料1年間をいわゆる計上し、そして契約をされるということになると思います。予算上は予算書の方へ出ておると思いますが、基準額等について、どういう策定をされたのか、基準額、これについて過去何年間にさかのぼって平均を出したとかいろいろあるかもわかりませんので一応聞いておきたいというふうに思います。それとも、先ほどから出ておるように、実際的には昨年度と同額を出したということなのかどうなのか。

また、代表等については、振興財団代表、そして組織形態はどうなっておるのかをあわせて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 予算ですが、指定管理制度にするわけですから、平成17年度の予算よりは少なくしようということで算定しております。

そしてまた、収入を上げて、それでひとつ運営をしてくださいというような格好でしております。

もう一つ、代表とかということですが、財団の理事長が教育長、副理事長が教育次長、そして事務局長が久賀の教育支所長ということで現在運営をしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ということになると、実態的には中身は今まだ公募はしてないわけですから、基本的には去年の流れで、去年受けた人がそのままやると、それで来年度以降は公募するという考え方ということになるんですか。

それと、先ほど金額的には去年より下げたという言われ方をしたんですが、実際的にはまだ十分な各委員会で審議されると思いますが、予算書の方は、実際的には何%ぐらいという格好で計上されておるのか聞いちゃきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今この生涯学習財団だけの話ではなくて、少しちょっと今の審議されている議案とは若干広がりますが、例えば周防大島町になりまして、町が設立した社団法人、財団法人、有限会社、株式会社、株式会社なんか町だけじゃありませんが、そういった町が入った三セクなり社団、財団法人が4つあるわけです。これが長浦と片添、伊保田のあたりのその旧東和町のいろいろな施設、もう一つは今の生涯学習村、それともう一つは、有限会社は道の駅を今まで管理委託しておりました。

それで、今御指摘のありました公募の話なのですが、原則的には公募すべきだと思っております。ただし、19年の4月から公募したら、例えば当然その収益の上がる施設を皆管理をいたしております。ただ、これ今の生涯学習村はちょっと若干違いますが、収益の上がる施設を公簿したら、当然その民間からも道の駅であれば私がやりましょうということも当然応募される方がたくさんおるんじゃないかと思っております。そうしたときに、有限会社道の駅というのを旧東和町で町、商工会、農協、漁協という団体と共同で設立いたしております。だから、そこが例えば公募の中で破れたときは、公募になってとれなかったときはどうなるのかといいますと、そこだけを運営している会社でございますので、当然その会社というのは立ち行かなくなると思うんです。だから、果たしてそれをすぐ来年の4月からやるのがいいのかどうかと、原則論は当然、原則的には公募すべきだと思っておりますが、これはまた、先ほど総合政策課長の方から6月の議会で次の分の条例改正もということがありましたが、条例改正じゃない、指定管理をお願いするということがありましたが、このときにでも一緒にまた議会の方とも意見交換をしながらや

っていかなければならないのではないかと考えております。

要するに、町のつくった三セクが今となったらなかなかとれなかったときのことも当然考えておかなければならないということでございますので、これは何回も言うようですが、原則は公募なのですが、公募してそれが三セクがとれなかったときのことをどうするのかということも十分考えながら公募しなければならないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 予算につきましては、昨年度より約5%落としております。そして、今後のことですが、説明がありましたように、来年度は公募等にて考えております。そして、今御指摘がありましたように、組織、財団のあり方を今後どうするかということが当然そこで出てくるわけです。そのことについても来年度に向けてこれから考えていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。次に移ります。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 非常にここは言うてなんですが、もうける施設でない。それは見てのとおりです。お金が入るような施設じゃないわけですから。それを指定管理者されて、財団も非常に困るとるじゃろうとは思いますが。来年、公募といたしますか、実際に公募をしてここを引き受け手がいるかという気はしますよね、それはもちろん。

やはり、もうこの財団にやってもらうのであれば、やっぱり予算的な財源的な裏づけをきちんとせんと、そりゃ今職員あすこ2人おりますけど、職員やめますよ、なかったら。やっぱりそらその辺はきちんと。もう本来は今までのような形でやれなくなったわけですから、指定管理者ということにせざるを得んということでしょ、要は。今までのやり方でできんわけですから。ですから、あすこをやっぱり歴史民俗資料館を含めたあすこ周辺を維持していくためにはやっぱり予算的な裏づけをずっとしていかなきゃいけないと、ただ5%切った、また来年も5%切った、段々これ下げていったんじゃこれやり手おりません。あっこをつぶすんならそりゃそれでええでしょうけど、やっぱそういうわけにいかんと思います。それはしっかり考えていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと誤解があるようなので説明させていただきます。

今の生涯学習財団に委託してありましたら、当然その指定管理料は千数百万円になっております。要するに、指定管理者を公募したときに、財団法人とその民間のどなたかグループが公募したら、必ず千何百万円いただかなくても、私たちはそれより安い金額でやりますよというのはおるはずなんです。（発言する者あり）いや、それは常勤職員を2人抱えて、パートを入れてやってるから千何百万円もかかるわけです。ただ、パートの人だけでやりましょうということになれ

ば、それは当然安くなって、例えば1,700万円の指定管理料をこし払うとすれば、これをほんなら私なら1,000万円でやりましょうという方が出たらやぶれるわけです。だから、必ずしも今と同じような運営形態をしないということになれば、それはやる方がおると思います。例えばそういう歴史の関係の見識のある方々がグループで私たちが受けましょうと、この方が例えばリタイアした人でグループをつくれれば、私たちはパート代でいいですよということになれば、今のよりはずっと安く受けられるということになるわけです。

以上のようなことですから、必ずしもやる人がいないというふうに決めつけることはできないんじゃないかというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 聞きますけど、おらんかった場合は、じゃやっぱり今の形を続けざるを得んということなんですか。続けざるを得んじゃなしに、やっぱここは残していかにかいけんと思うんです。これだけは言うておきます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） いなかったときは、それは今の社団法人があるわけですから、今のに、例えば1者応募すれば、1者で指定管理をするということもありますし、例えばゼロであれば、最終的には直営ということになることも考えなければなりません。

ただし、町がつくった財団法人でありますので、ここの職員さん方というのは、もともと町がつくった財団に入ったという意識は当然あるわけです。だからそれを指定管理にならなかったときのことも十分考えていかなければならないというのがこの今の4つの団体に言えることだと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。議案第53号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第57号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第58号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に今58号はフィッシングビレッジやしる郷ということで、旧大島町それぞれ委託契約から契約ということになります。実際的にはこれはかなり逆にいえば運営しにくい施設の種類のようです。そういう場合に、運営しにくい施設と採算の合う施設とかいう組み合わせ方、これは今1年間前年度と同様のスタイルで契約しちよるんですかね。実際的には先ほどから出ておる6月については、そういう部分も含めてから検討していくという考え方ということではよろしいのかどうなのか。今この議案そのものは単発で出ております。

1年間の単発ということでは出ておりますから……。〔発言する者あり〕

議長（新山 玄雄君） 坂本総合政策課長。

総合政策課長（坂本 薫君） 6月議会にお願いするのは施設ごとに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第59号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第60号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第61号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第62号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第63号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第64号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第65号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第50号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第50号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第51号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第52号周防大島町久賀歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第53号周防大島町町衆文化伝承の館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第54号周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第55号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第56号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第57号周防大島町サン・スポーツランド片添の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第58号周防大島町フィッシングビレッジやしろ郷の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第59号周防大島町自光寺ピッコロランドの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第60号周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランドの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第61号周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第62号大島町陸奥野営場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第63号周防大島町立陸奥記念館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第64号周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。議案第65号周防大島町総合交流ターミナル指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、3月20日月曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時30分散会

